

令和 8 年度第 1 回知立市子ども・子育て会議 会議録

日時：令和 8 年 5 月 26 日（火）

午前 10 時から

場所：知立市中央公民館

中会議室

■委員出席者（計 15 名、敬称略・順不同）

蔭山英順、高橋敦子、北村信人、池田真弓、丹節生、福井徹也、杉浦久美子、西村友佳子、黒河香代子、江原知夏、柴田久司、戸田輝子、長谷川由美子、大山順子、宇野成佳

■委員欠席者（計 4 名、敬称略・順不同）

豊田かおり、奥田武史、近藤雅明、加藤俊道

■事務局

福祉課長 鈴木三悦子、保育支援課長 久留宮康治、保育支援課 指導保育士
大橋幸代、安藤あゆ美、保育支援課長補佐兼保育係長 毛受哲哉、
子育て支援係長 加藤典子、健康増進課長 拮石千穂、学校教育課長 丹羽康二、
こども家庭課長 横田敬子、こども家庭相談係長 小川真希、
こども家庭課長補佐兼こども育成係長 平松奈々、こども育成係 丹村明寿香

■開会・あいさつ

（こども家庭課こども育成係丹村）

みなさま、本日は会議にご出席いただき誠にありがとうございます。

会議開始に先立ちまして、配布資料の確認をお願いいたします。

会議資料として、「次第」、「令和 8 年度第 1 回知立市子ども・子育て会議委員」、「子ども・子育て会議 事務局名簿」、「席次表」、「資料及び協議内容について」、「資料 1 令和 7 年度実績報告と令和 8 年度実施予定」、「資料 2（2－1～2－5）担当課報告書」、「資料 3（3－1～3－2）」、家庭的保育事業等（小規模保育事業）の認可等について」、「資料 4（4－1～4－3）保育提供体制の確保のための実施計画について」、「事前質問等に対する回答」及び「別紙 1～3 事前質問資料」を机上に配布しております。

なお、机上の会議資料のうち、資料 1、資料 2－5、資料 3－1 については、事前に送付させていただいたものから一部修正させていただいた箇所がございます。修正箇所とその内容については、後ほど、担当課よりご説明させていただきます。

次第や資料がお手元がない委員の方がおみえでしたら、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(こども家庭課長補佐兼こども育成係長)

皆様、本日はご多用のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の会議は、「知立市審議会等傍聴要領」の規定に基づきまして会議を公開としております。

傍聴者の入場が可能となっておりますので、あらかじめご了承くださいませよう、よろしくをお願いいたします。

傍聴人の方に申し上げます。傍聴申込みの際にお渡しした注意事項の遵守をお願いいたします。

皆様におかれましては、当会議の委員就任にご承諾いただきありがとうございました。机上にご用意させていただいた委嘱状に記載のとおり、委員の任期は2年間となっておりますので、今年度より2年間、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、本日、医師会代表豊田委員、小中学校PTA代表奥田委員、刈谷児童相談センター近藤委員、労働者代表加藤委員につきましては、事前に欠席の連絡を受けております。

委員総数19人のところ、本日の出席委員は15人で、その過半数に達しておりますので、知立市子ども・子育て会議条例第5条の規定により、ただいまから、令和8年度第1回知立市子ども・子育て会議を開催させていただきます。

はじめに、市長より挨拶をさせていただきます。

(市長)

皆様おはようございます。知立市長の石川智子でございます。

本日はご多用のところ、令和8年度第1回知立市子ども・子育て会議にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日頃より本市の子育て支援施策におきまして、ご理解とご協力を賜っておりますことを重ねて御礼を申し上げます。誠にありがとうございます。

さて知立市では、令和6年度に、令和11年度までの5年間の指針となる『第3期知立市子ども・子育て支援事業計画』および『知立市こども計画』を策定いたしました。この計画の策定に当たりましては、これまでの子ども・子育て会議の場におきまして、委員の皆様よりいただきました貴重なご意見、ご提言が本市の子育て支援施策のより総合的かつ計画的に推進していくための大きな基盤となっております。また今年度は計画が策定されて1年が経過した時期でもあります。今後は、策定した計画を着実に推進し具体的な成果に繋げていくことが大変重要であるというふうに考えております。子どもたちが健やかに育ち、笑顔あふれる日々を過ごせるよう、また保護者の皆様が、安心して子育てができるまち作りの実現に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。計画の進捗状況の確認や必要な見直しを進めるに当たりまして、委員の皆様の忌憚のないご意見を、今後も引き続き賜りたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。そしてこの4月から市役所では、機

構改革を行いまして、子ども課をこども家庭課と保育支援課という形にさせていただきました。よりきめ細かな対応ができるよう取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。そして、この場をお借りいたしまして一つご報告をさせていただきますと思います。本会議委員にご就任いただいております北村様が、この度、令和8年春の褒章におきまして、藍綬褒章を受章されました。長年にわたりご尽力されてきたご功績に深く敬意を表しますとともに、心よりお祝いを申し上げます。誠にありがとうございます。

(拍手)

結びに当たりまして、今後とも委員の皆様により一層のご支援ご協力を賜りますよう、私からお願いを申し上げましてご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(こども家庭課長補佐兼こども育成係長)

ありがとうございます。ここで市長は公務のため退席させていただきます。

続いて、次第の2. 自己紹介に入ります。改選により新たに委員となっただいた方もいらっしゃる、新体制で行う初めての会議となりますので、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。配布しました席次をご確認いただき、蔭山委員より左周りの順にお願いします。

(席次順に委員自己紹介)

(こども家庭課長補佐兼こども育成係長)

ありがとうございました。

事務局側の紹介につきましては、お手元に名簿を配布させていただいておりますので、そちらをご参照ください。

次に次第の3. 会長の互選に入ります。

知立市子ども・子育て会議条例第4条第2項の規定により、会長は、委員の互選によって定められることになっておりますので、委員の方からの推薦により選出したいと思います。どなたかご推薦はございませんか。

(池田委員)

蔭山委員は、子ども・子育ての関係において、知識・経験とも大変豊富な先生です。会長に蔭山委員を推薦したいと思います。

(こども家庭課長補佐兼こども育成係長)

会長は、蔭山委員にというご推薦がありました。皆様、いかがでしょうか。ご承認いただける委員の方は拍手をお願いいたします。

(拍手)

それでは蔭山委員に会長をお願いします。

蔭山委員は、会長席へをお願いします。

それでは、会長よりひとことご挨拶を賜りたいと思います。

(会長)

私も 82 歳になり、そろそろ引退を考える歳になりました。神奈川県から終戦によって昭和 20 年に知立市へ疎開をして来て以来、知立市にずっとお世話になっております。できれば自分の専門で、地域の皆さん、特に子どもたちの役に立てることがあればお手伝いしたいと思っています。頑張ってやっていきたいと思いますので、どうぞ積極的にご意見を頂戴し、いいものを作っていきたいと思っております。それでは、よろしくお願いいたします。

(こども家庭課長補佐兼こども育成係長)

ありがとうございました。続いて、次第の 4. 副会長の指名に進みます。知立市子ども・子育て会議条例第 4 条第 2 項の規定により、副会長は、会長が指名することとなっておりますので、会長からご指名をお願いいたします。

(会長)

それでは、社会福祉協議会の高橋委員に副会長をお願いしたいと思います。

(こども家庭課長補佐兼こども育成係長)

会長からご指名がありましたので、副会長は高橋委員をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

高橋委員は、副会長席へご移動をお願いします。

それではこれより、協議事項に入りたいと思います。ここからの会議進行については、会長をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、次第 5. 協議事項に入ります。

知立市子ども・子育て支援事業計画の令和 7 年度実績および令和 8 年度実施予定内容についての協議を行います。

お手元に事前質問等に対する回答、参考資料別紙 1、2、資料 1、及び資料 2－1～2－5 をご用意ください。こちらに基づき、事務局より説明をお願いします。

(こども家庭課こども育成係丹村)

簡単ではありますが、各資料の概要を説明させていただきます。

資料につきましては、過去の会議において、委員の皆様からご承認いただきました、知立

市子ども・子育て支援事業計画の実績および次年度の実施予定内容の報告様式を用いて、作成しております。なお、資料１・資料２ともに、可能な範囲で実績・目標の数値化を行っております。

資料１については、昨年度の会議において、昨年度中の実施予定内容や目標数値を設定した事業に関し、その実績及び今年度の実施予定内容、担当課による自己評価を記載した資料となっております。

なお、掲載している事業は、知立市子ども・子育て支援事業計画に掲載している事業の中から、過去の会議において、ご意見等いただいた事業、ご協議いただきたいいくつかの事業を抜粋しております。事業名の横に★マークがあるものは、第３期計画からの新規事業となっております。

次に、資料２（資料２－１～２－５）についてですが、資料１記載の事業のうち、第３期計画からの新規事業について、担当課より詳細な情報・説明を記載させていただいた資料となります。

配布資料の説明は以上となります。

本日の会議では資料１及び資料２に対して、記載している各事業に対する、委員の皆様の評価をいただきたいと思いますと考えております。

どれか一つの事業でも構いませんので、できるだけ、多くの方からの評価をいただければと思います。

なるべく皆様からのご評価をお聞きすることにお時間を取りたいため、大変恐縮ですが、資料の記載内容を読み上げることは割愛させていただきます。

また、委員の皆様より事前質問をいただいておりますので、委員の皆様からご意見を頂戴する前に、本日配布させていただきました、事前質問等に対する回答に記載の資料１及び資料２に対応する質問番号１～８について、担当課より順にご説明させていただきます。

説明は以上となります。

（こども家庭課長補佐兼こども育成係長）

事前質問等に対する回答をご覧ください。番号１の質問について、こども家庭課より回答させていただきます。

番号１について、ページ番号１とありますが、１は誤りで正しくは２となります。

「放課後児童クラブ」について、待機児童数がゼロとされていますが、「放課後子ども教室」等で代替されいているケースを含むのか教えてください。希望どおり放課後児童クラブを利用できなかった児童の有無といる場合の推移について、ご説明お願いします、という質問について回答いたします。「放課後児童クラブ」の利用を希望し、定員を理由に利用をお断りすることや、「放課後子ども教室」を代替としたケースはございません。以上です。

（こども家庭課こども家庭相談係長）

続きまして番号２の項目３のところのご質問に対して回答いたします。

児童虐待について相談内容と相談元はどこですか。相談の結果、虐待防止に貢献できたのか、また相談者が安心を得ることができたのかなど、効果はどうかというご質問です。

こちらはこども家庭課こども家庭相談係から回答させていただきます。相談室には、虐待に関する相談だけではなくて経済的困窮や保護者の精神疾患、発達特性、養育不安など様々な困りごと、そして複数の課題を抱えた相談が多く寄せられています。一つの課だけでは解決できない問題が多数ありますので関係機関と調整して連携し合いながら、相談の対応にあたっています。

相談元に関しましては、虐待に関しては児童相談所に相談が入ることが多く、内容について市に住所確認等の連絡が入りますので、児童相談所からの連絡が一番多く発生します。また、先ほど言いましたように関係機関からの情報提供だったりで相談が多く入っております。当然当事者のご家庭や近所の方からの相談も入ってきますが、関係機関と連携しながら支援を行っています。

相談の効果については分析が難しいのが現状で、周知啓発や関係機関との連携によって支援が必要な家庭を早期発見して早期介入することが一番必要であると考えています。虐待を予防していくという観点で相談支援に繋がっていくものと思っておりますので、今後も周知啓発や関係機関との連携にあたっていきたいと思っております。以上です。

（保育支援課子育て支援係長）

番号3の資料番号7のご説明を続けさせていただきます。質問内容につきまして、子育て支援センター事業について、令和7年度の目標値と実績値の記載について入れ替わっているように見受けられます、確認させてください、誤りでない場合、目標値を下方修正されている理由についてご説明をお願いしますといただきました。

令和7年度は令和6年度と比較して数字については減少しておりました。内容を確認させていただくと、相談件数は一応延べ件数ということで挙げさせていただいておまして、前年度複数回の相談をしていただいた方等について一時保育などの利用など、子育て支援センター以外の利用に繋がった方もお見えでした。

このような結果を受けまして、引き続き、他機関への支援を繋げるための相談も必要であると考えております。また、新たに子育て支援センターを利用した方や、利用が少ない方との相談比率を今後も高めていきたいと考えております。以上です。

（保育支援課長補佐兼保育係長）

番号4の回答を保育支援課よりさせていただきます。内容としましては、資料1の2ページ目10番の事業についての質問になります。待機児童解消対策事業について、利用実態を踏まえた検討の参考にしたいため、国基準の待機児童数とは別に、実際に申し込みをして利用できなかった人数についてという質問ですが、令和7年9月16日入所で、国基準の待機児童は49名、他の園を選ぶと入所できた人数は24名となっております。また、令和8年4月1日入所では、国基準の待機児童はゼロ。他の園を選ぶと、入所できた人数は61名となっております。

ります。以上です。

（学校教育課長）

続きまして番号 5 番です。学校教育課です。5 番はスクールカウンセラーの関係になるかと思います。ご質問は 4 点書いてございます。相談の件数等です。学校教育課では具体的には集約しておりませんが、相談数全体としましては、学校ごとに差はあるものの、おおむね各校 100 件ほどだと思います。

相談内容については、不登校に関すること、友達や教員との関係、家族に関すること、心身の健康保健に関することなどが比較的多く見られます。

心理士は、原則週 1 回の勤務になっていますので、児童生徒が多い学校においては現状人数的に足りないと感じております。引き続き、県などに、スクールカウンセラーの配置時間の増加等を要望してまいりたいと思っておりますが、実際にはなかなか難しい現状があります。

カウンセリング後のフォローですが、1 回目の相談の後、継続相談等も可能となっています。予約状況等によって、次回の相談まで間が空いてしまうケースが多々見られます。これも配置の時間数が問題になっているところだと思っておりますので、またそういうところの改善を声を上げながら行っていきたいと思っております。心理士が直接話が聞けない問題等のときには、教員等と情報をきちんと共有しながら、相談をしてくれた方を重点的に見守るように、進めていきたいと思っております。

続けて番号 6 番の回答です。いじめの件に関することとなります。いじめの数は、小学校の小さい子の方が多く認知をしております。認知数としては、中学校に行くほど少ない傾向があります。知立市では、悩みアンケートとして、いじめられた経験などのアンケートで子どもたちから年 2 回集約をしております。そのときに友達、級友の行為が嫌だったということ等を全ていじめとしてカウントしています。全体としては、年によって差はありますが、大体 600 件程度で、多いところで推移していると思います。この認知した件について、個別に担任等が話を聞いて、早期対応を目指しております。このいじめアンケートは年 2 回ですが、今後そのやり方や回数、時期についても、改善をしていきながら対応していきたいと思っております。

続きまして、番号 7 番をご覧ください。こちらはコミュニティスクールということで、学校運営協議会を設置した学校のことについての質問になります。学校運営に保護者や地域の住民等の参画が得られるところが、学校運営協議会を設置する良さになってきます。それにより、地域の声を生かした学校マネジメント、地域の資源を生かした教育の充実や課題の解決というところがメリットになると思っております。

今年度より市内全小中学校 10 校に学校運営協議会が設置されました。まだまだ始まったばかりの仕組みでありますので、既存の団体等との今までの関係もあり、各校で特色が様々であることに加えて、学校運営協議会、コミュニティスクールという仕組みがまだしっくりとしていなかったり、仕組みがきちっと理解されていなかったりということで、動きとしましては、質問にありましたとおり、現時点では少し先生の負担が増えているかもしれませんが、

仕組みをちょうど入れ替えるときであるからだと思っております。今後このコミュニティスクールが回り出せば、部活動の補助であったり学校行事の準備運営だったり、授業の準備補助であったり、出前授業、外部講師の活用であったり、不登校児童生徒への対応であったり、登下校の見守りであったり、部活動の地域展開の方だったり、小中学生の居場所の確保であったり、様々なところでご協力いただける可能性をたくさん秘めている仕組みであります。今後また研究してまいりたいと思っております。以上です。

(福祉課長)

続きまして番号 8 番、資料番号で言うと 20 番について、福祉課よりご回答させていただきます。

回答の前に申し訳ありません、資料の修正がございました。資料 1、子ども・子育て支援事業計画の進捗状況につきまして、項番 20 番ひきこもり等支援事業における令和 8 年度の目標数値ですが、先にお配りした資料には 200 件としていたところを 120～180 件に修正させていただきます。

もう 1 点、資料 2、担当課報告書につきましても、令和 8 年度目標数値を 120～180 件に修正しました。

最後に 1 点、総事業費につきましても、一部の事業費の記入となっておりますので、全体の事業費に修正して、その内訳を備考欄に追記させていただきました。以上になります。申し訳ございません。

では回答に移らせていただきます。子どものひきこもりの人数をお知らせください。主な理由、そして、この事業により引きこもりが解消された子どもの人数をお知らせください、とご質問いただきました。回答については、引きこもりの人数ですが、令和 6 年度ひきこもりに関するアンケート、LoGo フォームというものを使って実施いたしました。そのときの回答は 13 人の方にご回答いただきましたが、こども家庭庁や総務省統計局が発表している引きこもりの数値の割合からすると、知立市の令和 8 年 1 月 1 日時点の人口の 0 歳から 39 歳の人口が 32,336 人なので、おそらく 660 人ぐらいみえるのではないかなと思います。しかし、この中に自ら希望されてご家庭に入ってみえる方が 3 割ぐらいいらっしゃるという国の調査もありますので、そこからいっても、LoGo フォームで回答された 13 人というのはなかなか低い数字だとは思いますが、今後、子ども・若者総合相談センターを実施していただける事業者と一緒に把握の方法を検討していきたいと思っております。

続いて、この事業によって解消された子どもの人数ですが、この子ども・若者総合相談センターが 6 月の開所となっております。来年度、嬉しい報告ができればいいなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

(会長)

資料 1 に関して以上でよろしいですか。事前にいただいた質問に対する事務局の回答説明が終わりました。質問された方や他の方で、何か疑問やご質問があれば、どうぞ。

(北村委員)

ご質問の回答ありがとうございました。番号5の17の中で、スクールカウンセラーの配置時間を増やすことは難しいというように答えられたと思いますが、これを解決するため、どのように難しいのか教えてください。

カウンセリングの事業というのは事前に申し込んでやるというのはすごくハードルが高いです。カウンセラーとの人間関係ができないと、特に子どもはできません。それにも関わらず、申し込んだ瞬間に、周りの先生や大人はなんだなんだなんだと、そういう意味で見られてしまうので、余計失敗したなと思います。要するにカウンセリングを受けることを失敗してしまったというふうに感じてしまう環境があると思っています。しかも増やせない、いろいろな理由があって難しいと言われたと思いますが、なぜ難しいのか、私には分かりません。ただお金がないだけなのか、人が足りないのか等、そこを具体的にどう解決していくのかが分からないと、このままという話になってしまいます。そこで何が難しいのか教えてください。

(学校教育課長)

ありがとうございます。相談をしていただける臨床心理士等の資格がある方を派遣してもらう枠組みが、まだきちんと整備されていないというところが大きいと思っています。市でも心の相談員の配置をしており、その方たちも資格のある方で行っていますが、なかなか配置の枠の拡大が、まだできていないところであったり、それは県も、市も同様ですが、そういう人員を入れる制度をまだしっかりと広げることができていないというところも大きな理由だと思っています。また、きちんと相談ができる方を見つけることにも難しさはあるのですが、まずは枠がないというところが一番大きい問題だと思っています。

(会長)

私は臨床心理士で、知立市のスクールカウンセラーのスーパーバイザーという立場です。で、本音を言います。一番の問題はお金です。お金があればもっと十分なことができます。ここに書いてありますが、週1回では焼け石に水どころか富士山に水くらいです。しかし、お金の問題は簡単に解決することができません。そうすると、臨床心理士側から見て、十分なことをしようと思っても、時間が足りませんので、それが一番大きいと思います。もう一つの問題は、臨床心理士は大学院で臨床心理士の養成コースに関する修士課程を修了して、その後、資格試験を受けて合格した人で、大体合格率60%です。そういう点から言うと、社会の要請に見合うほど、臨床心理士を増やせない。今、学校の現場に行っていて働いてる人というのは、それほどベテランがいるわけではありません。また、私達の臨床心理面接やカウンセリングは問題解決型ではなく、心の健康サポート型です。1回の面接で健康になることは考えられません。多くの悩んでいる方は、何回かの支援の継続が必要ですが、それをやっていたら、他の人がやれないということがあり、どこかで適当にやらざるをえないというのが

現状です。一番の問題は、人数・時間が圧倒的に足りないということで、このことは多分、教育委員会もご存知です。したがって、それでも経験豊富な人たちによって、いろいろやりくりをしてサポートをしているわけです。十分でないのは当然のことだと思います。それから、心理士という言葉はありませんので、気をつけてください。

心理士と言われますが、正確には臨床心理士と公認心理師の2種類があります。公認心理師は四大学部卒の受験資格です。臨床心理士は、大学院の修士課程卒で学力的には違います。そういう意味では、心理士という人はいません。知立はみんな臨床心理士であり、私はそのスーパーバイザーをしています。公認心理師は国家試験、臨床心理士は認定協会試験という、若干の違いがあります。以上です。

(北村委員)

お金がないという話でしたが、どこにお金を使うのかを考えてほしいです。高校授業料の無償化は金持ち優遇措置で、今回の給食費無償化も金持ち優遇措置です。所得の少ない人はすでに減免されているので全然関係ありません。そういう制度にお金を使うことによって、できないというのは、やっぱり何か変だなと思います。先ほど蔭山先生が言われたように、事が起きてからするのはカウンセリングではありません。事が起きないように、日常的にカウンセリングができるようなスタンスをとっていかないと意味がありません。トラブル解決用に、カウンセリングを行うのではもう遅いです。これはもう何年も前から言ってる話ですが、一向に改善されないなので、できればそこをしっかりとっていただけるといいと思います。

保育園を卒園して小学校に入学しても、小学校行けなくなってしまうとか、担任との関係がよくなかったりという話を聞くと、心が痛みます。楽しく通えるようにしてもらえたらいいと思います。

私の質問ばかりで申し訳ないですが、7番の19コミュニティスクールについてです。私も猿渡小学校のコミュニティスクールに参加していますが、何か今小学校は課題を抱えていて、その課題の解決のためということですので、それぞれの学校の課題はあるのかなと思います。また、コミュニティスクールに土日を使うとなると、先生たちは土日出勤しなければいけません。それを考えると、わざわざする必要があるのかと単純に思ってしまう。校長先生がすごく大変そうだなと思います。すごく頑張っておられるので、ゆとりを持ってやった方がいいのではないかと思い、負担を減らす方法など、やっぱり考えないといけないのではないかなと思います。ご検討いただければと思います。

(会長)

他の方、何かご質問やご意見ございますか。

(高橋委員)

先ほどのコミュニティスクールの話ですが、私は東小学校のコミュニティスクールの会長をさせていただいて関わっております。東小学校はどちらかというと無理のないコミュニテ

ィスクール運営をしています。元々はいろいろベースがありまして、まず一つ親父の会があり、運動会のときは綱引きの綱を出したりなどの準備を、先生たちの代わりにお父さんたちが動いてくれます。親父の会はいろんな形で参加してくださり、その間、先生方は子どもたちの誘導などに専念できます。また、東っ子サポーターというのがあります。これは、地域の人に自由にボランティア登録をしてもらい、SNSを通じて今度こういうボランティアが必要ですが、来れる人というような形で、手を挙げて学校に入らせていただくものです。私はミシン実習のときのミシンボランティア、それから去年は読み聞かせのボランティアに入らせてもらいましたが、それも本当に自分の都合のつく日に学校側が必要とするとときにだけ手を挙げて、先生たちの少し目の届かないところやアイロンでやけどをしそうなところを注意するなどをやってます。読み聞かせは東小は外国籍の方が多いので、外国籍の方のお母さんが来て、それぞれの母語で読み聞かせもやってます。他には、年に1回東っ子フェスティバルという形で地域の方がいろんな先生となり、おこしもの作りや、スポーツ系から文化系の20ぐらいの講座を開いて、子どもたちは好きなところに参加をしています。ですので先生方の負担になる土曜日の会議なども、様子を見ながら回数をだんだん減らしています。行くと校長先生が学校の様子などもお話してくださり、こういうふうに今の学校はなってるんだなと思って地域にも理解が深まっていいのではないかとと思っています。コミュニティスクールについては以上です。

質問ですが、放課後児童クラブの進捗状況で、昨年度の実績については自己評価◎となっています。多分待機児童がゼロということで、◎がついてるかと思いますが、資料1の上から2番目の令和8年度の実施予定について書かれているところがものすごく気になりました。障がいを持っていらっしゃる方や一定の配慮を要する児童のクラブ利用が見受けられている。クラブは療育の場ではなく、あくまでも放課後の居場所との記載があります。

実際に児童クラブでも待機児童はゼロとはいいながら、障がいを持っている子たちの放課後サービスを受けられない、しかし、児童クラブでも受け入れてもらえないということで、その制度のはざまになってるお子さんがいらっしゃるという情報も社協には入っています。社協も市からの受託で障がい児障がい者の基幹相談支援センターをやっておりますので、そのあたりを少し配慮をお願いしたいと思います。また、障がいをお持ちの子どもさんがいらっしゃるご家族はすごく大変です。お母さんたちが働きながら子どもたちの面倒見るということで、なかなか問題が大きくて社協にも一番深刻なというか、難しい問題として扱われることがたくさんあります。障がいを持っていなくてもそういう傾向のあるお子さんはたくさんいらっしゃると思うので、保育士さんたちの負担にもならないように配慮をお願いできたらなというのは気になりました。よろしくお願いします。

(会長)

高橋委員のお話に少し補足ですが、障がいを持った子どもも健常児と同じように保育教育を送るという形になっているのが現状です。ただ放課後児童クラブも保育所において、全ての障がいを両手を挙げて受け入れる準備が日本はできているかというと、決してそうでない

ところに一つ問題があります。そのためにやはりどういう障がいは、現状では受け入れられるのかということ、障がいの種類によっては医療が必要なものがあります。統合保育は知立の理念であり、障がいを持つ子と持たない子が一緒に保育を受けるということは、双方にとって大事であるという認識があります。ところが障がいの程度、例えば重症心身障害で寝たきりの状態ですと、看護婦さんと一緒にいるかいけないかということは命に関わることなので、受け入れることは可能は可能ですが、きちんとした保育が保障できるかどうかということの問題はあります。現状ではどうするかということと、将来どうしていききたいかということの検討は必要ですが、現状では、現場によろしくと言えるほど余裕はないと思います。

（こども家庭課長）

高橋副会長からいただいたご意見ですが、児童クラブにおいて障がいを理由に、入所をお断りしたというケースはございません。そういった方からご相談いただいたときには実際にクラブをご見学いただいて、クラブの現状を見たうえで、影山会長がおっしゃられるように他の子どもたちも安全に、そのお子様も安全にお預かりできるかどうかというところの視点で保護者とはご相談しながら適切な居場所をご提案させていただいているというような状態になっております。

（会長）

現状を考えると門前払いではなくて、やはりご希望の保護者の方としっかり話し合う必要があるのかなと思います。そして、何が必要かを引き出していくということにした方がいいかなと私は思います。他に何か質問はございますか。

（江原委員）

放課後児童クラブの質問の回答で定員を理由に利用をお断わりすることがありませんということでしたが、定員を理由に断ることがないというのは、定員割れしているのか、または定員を超えていても受け入れいただいている形なのか、伺いたいです。

（こども家庭課長）

ご質問ありがとうございます。クラブには面積基準と人員の基準があり、その基準に基づいて受け入れを決定しております。長期休業中には一時的に定員を超えて受け入れせざるを得ない日も発生しておりますが、実際に申し込んでいただいている人数の大体6割から7割ぐらいが日々お越しいただく人数になっております。このため、日によっては面積基準を下回ってしまう日もございますが、長期的に見ると定員内に収まっていると判断させていただいております。夏休みにつきましては、今年度猿渡児童クラブと南児童クラブにおいては明らかに定員を超えてしまうという状況が申し込み時点でわかっておりますので、南小学校内に新たに集合拠点という場所を設け、定員を割らないように保育をさせていただくということを今年度から行っています。以上です。

(江原委員)

ありがとうございます。いち保護者として安心できる回答をいただきました。

(会長)

他にありませんか。

(北村委員)

児童クラブの件で、事前質問をしたの私ですが、回答を見ると、床面積は一人当たり 1.25 m²とありますが、この数字は国基準ですか。

(こども家庭課長)

国基準は1人当たり 1.65 m²です。

(北村委員)

1.65 m²は、実は赤ちゃんのベットのサイズなのです。来迎寺児童クラブで通常時が 115 人で、長期学校休業期間が 78 人ということで約倍に増える。それを含めても 1.65 m²を確保できるのでしょうか。

(こども家庭課長)

その通りでございます。長期休業中は来迎寺小学校においては放課後子ども教室のスペースをクラブに使用しておりますので、クラブ面積が一時的に増えるという形になります。このため、ニーズは受け入れできるという形になってます。

(北村委員)

そのときに床面積を確保してるのかどうかというのはすごく大事で、保育園でもですが、床面積については芯芯でやったり物が置いてあったりして、実際の利用可能面積は小さくなります。そこは大丈夫ですか。本棚などいろいろ置いたりすると、実は狭くなりますが、柱の芯芯で計算してるから OK だということがあったりします。そこは大丈夫ですか？

(こども家庭課長)

基本的には動かせないものは除いて計算させていただいております。児童が過ごせる有効スペースで計算をさせていただいていると思っております。

(北村委員)

問題ないという認識ですか。

(こども家庭課長)

はい。

(会長)

他によろしいでしょうか。

(柴田委員)

今日は評価をということですが、担当課の評価について、これでいいのかなということを発表してもいいんですか？つまり担当課の評価に○とか◎とか記入してあるのですが、その評価に疑問があるなら、それについて発言をしてもいいですか。

福祉課のひきこもり等支援事業に◎がついてます。◎がついてるのは私の理解だと予算に計上されて、建物が建ったから、◎だと評価されてるような気がしますが、これは単なる予算執行の結果なのであって、それがこの優れているとして◎をつけるのは、私としては違和感があって、この事業が本当に機能するのは令和8年6月1日からです。ですから、本当の評価はそれ以降にすべきだと思いますし、建物が整備されたというだけで、◎というのは、若干私から見るとあれといった感じがします。

(福祉課長)

やるべきことをやっただけの話で、評価として◎というのは過大評価ではというお言葉をいただいたことに関しては、来年度以降気をつけていきたいと思いますし、事業に関しては、おっしゃられた通り6月1日になりますので、しっかり目標を立てて、それを計画的にできるようにしていきますので、また来年度いい話ができればと思っております。

(柴田委員)

私が言いたいのは、担当課の評価が誤っているとかそういう意味ではないのですが、この事業の目的は本当に困っている人に対してどれだけ効果があったかなど、そういうことで評価をすべきだと思いますので単に建物が完成したというだけで◎は若干過大評価している、と私が個人的に思うだけなので、その辺気にされなくて結構です。

(福祉課長)

ありがとうございます。

(会長)

他に質問はよろしいでしょうか。

ここで資料1について区切りをつけたいと思います。計画をこのまま進めてよいかどうかについて、皆さんの挙手をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、皆さんのご賛同をいただけたということにしたいと思います。

次に、資料 1 及び資料 2 には記載はないですが、計画全体について事前質問がありましたので、事務局より説明をお願いします。

（こども家庭課長補佐兼こども育成係長）

先ほどから見ていただいている事前質問に対する回答の 2 枚目、9 番と 10 番について回答をさせていただきます。まず、9 番ですが、一つ目が放課後児童クラブの施設の老朽化に着手するとされていますが現状はどうなっていますか、という質問です。児童クラブの修繕は、公共施設の保全計画に基づいて行っております。令和 7 年度は南児童クラブの内装工事を実施しました。現在全庁的に保全計画の見直しをしているところですが、今後も計画に基づいて適切に実施していく予定をしております。続きまして二つ目の現在の各児童数と夏季想定数床面積についてです。先ほど北村委員からご質問いただいたものかなと思いますが、まず別紙 1 の事前質問参考資料をご覧ください。令和 8 年 5 月 1 日時点の各クラブの登録児童数になっております。そのうち夏季集合施設の利用予定人数は先ほどもありましたが、猿渡児童クラブから 31 名、南児童クラブから 53 名の計 84 名を想定しております。定員数が 80 名ですが、前年度以前の利用率 6 割を基に算定すると、実際の利用者数は定員を下回る見込みをしております。続きまして、別紙 2 をご覧ください。一番下に、令和 8 年度の見込み表がございます。夏季集合施設の床面積はおよそ 100 平米となります。先ほど申し上げました総定員数 80 名で割りますと 1 人当たりの床面積 1.25 平米程度ですが、利用率は 60% で 50 人で計算した場合には 2 平方メートル以上となる見込みです。続きまして 10 番です。ひとり親世帯は何件ですか、またその世帯割合は何% ですかという質問をいただきました。令和 8 年 5 月 1 日時点でひとり親世帯は 435 世帯、知立市の全世帯の 1.2% となります。以上です。

（会長）

はい、放課後児童クラブとひとり親世帯についての質問回答でした。何か質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは資料 3 の議題に移ります。事務局、お願いします。

（保育支援課長補佐兼保育係長）

それでは、協議事項（2）の小規模保育事業の認可等について説明いたします。最初に資料の訂正がございます。本日机上配布しました資料は訂正後となります。訂正箇所ですが、資料 3－1 裏面、1 番上の屋外遊技場の面積ですが、修正前は 341 平方メートルとなっておりますが、実際は 120 平方メートルとなります。申し訳ありませんでした。それでは説明に入ります。まず、小規模保育事業とは、0 歳から 2 歳を対象とした定員 19 名以下で保育をする事業のことを言います。今年度 2 か所目の認可となります。認可に至った経緯ですが、知立市では毎年 4 月 1 日現在の待機児童数は 0 としておりますが、年度の途中になりますと 0 歳児から 2 歳児に待機児童が発生するため大きな課題となっております。そのような事情から、先ほども申し上げましたとおり、今年度 2 か所目となりますが、新たに小規模

保育事業所を認可し、課題解消を図っていくというものとなります。

では、資料３－１及び参考までに資料３－２の図面もご覧ください。

資料３－１の１小規模保育事業の認可及び特定型保育事業における知立市子ども・子育て会議の位置づけでございます。小規模保育事業の認可につきましては、子ども・子育て会議にお諮りし、委員の皆様方からご意見をお伺いすることの根拠をこちらに示しております。

次に２の施設・事業の概要をご覧ください。

施設・事業種類としましては、小規模保育事業Ａ型となります。なお、Ａ型とは、全員が保育士資格を持つ職員で構成され、また保育士の配置が保育所の配置基準より１名多い、手厚い家庭的な保育が特徴です。次に設置・運営主体は、株式会社蓮華、施設・事業所名は、杜の子保育ランド、所在地は知立牛田町尼田で具体的な場所はＶドラッグ牛田店の近く、華の子保育ランドの南西付近となります。事業開始予定は令和８年９月１日です。次に定員は、０歳児４名・１歳児４名・２歳児４名 合計１２名となります。

続きまして、３の施設・設備等の状況をご覧ください。こちらは併せて資料３－２の図面もご参照ください。

まず、実施に対する床面積基準として、０歳児・１歳児でそれぞれ４名の保育を実施する場合は、法律に基づいた基準は合計で２６．４平方メートルであり、基準は満たすものと確認できております。２歳児についても同様に基準は満たしています。次に資料裏面に移ります。２歳児については、屋外遊技場が必要となりますが、敷地内に園庭を作ることを確認しており、こちらも基準を満たしています。調理室も専用調理室を確保し、トイレも図面上確認できることから、保育をする上での設備面において、基準を満たすものとなっております。

最後に４ 職員配置の状況をご覧ください。

配置基準の確認となりますが、０歳は３名の預かりに対し保育士１名の配置、１歳と２歳は６名の預かりに対し保育士１名という基準がございます。こちらを今回の１２人の定員に置き換えますと０歳は保育士１．３名、１歳・２歳も１．３名、そして小規模保育事業Ａ型は、先ほどの配置基準に加え、もう１名の保育士配置が義務づけられているため、合計として３．６名、実質は４名の保育士配置が最低限必要となります。今回認可予定施設は６名の配置を予定しており、こちらも基準を満たしているものとなります。また管理者、調理員につきましても配置基準以上の配置を予定していることを確認しております。

続いて資料に対する事前質問を２ついただいておりますので、回答をさせていただきます。

まず１件目、「同一敷地内の既存施設（華の子保育ランド）との具体的な位置関係、および開所時間について、また利用者の利便性の観点説明を」、ということでございますが、新規開設する杜の子保育ランドは、華の子保育ランドが園庭として利用している土地に開設します。華の子保育ランドとの位置関係は、私有地をはさんで約２０メートル南西に位置し、徒歩１分程度の場所となります。地域としての利便性という観点で考えますと、知立市は日常生活圏域として市域が狭く、すべての区域範囲において、規模的に問題ない範囲の程度であることから市全体を１つの区域として設定しており、どの地域からでも通園できるものと認

識しています。開所時間は7時30分から18時30分までであり、休園日は、日・祝・年末年始となっています。

続いて2件目ですが、「2歳の園庭が示されていないがどこを使用する予定か、嘱託医が1人となっているが2人ではないのか、調理員が1人となっているが休暇時、土曜日の対応は」、ということでございます。まず園庭については、さきほどの説明のとおり、敷地内で園舎東側を使用予定としています。また嘱託医については1人となります。調理員については常時1名配置となります。以上で説明を終わります。

(会長)

何か質問はありますか。

(北村委員)

保育士配置の最低基準は園全体で算定されます。しかし、部屋が分かれている場合、1.5人を配置することはできません。つまり、部屋が分かれると、保育士を余分に雇う必要があります。

保育士の労働時間8時間で最低基準と言っているのはその8時間の労働基準しか見てないので、実際は早朝時間などに保育士をきちんと配置できるのかというところを心配しています。また労働基準法もあり、土曜日の保育というのはすごく負担になるので、そこは大丈夫かというところがこの数字では見えません。

もう一つは、知立市の嘱託医は歯科と内科を見ることになっていますが、1人でいいですか。国が1人と言ってるかもしれませんが、知立市は歯科と内科の両方を見ることになっています。また、小規模の一番の問題は調理員で、人数が少なく、1人しかいません。年休や病気などで休んだときに給食が提供できないというリスクがあります。このため、私はこの少人数はずっと反対をしています。しかし、手軽にできてしまうので、いろいろな市町村がやっていますが、子どもに支障が出ないか危惧しています。現実に以前、土曜日がまわりませんということ認可事業所がありました。

それでも大丈夫かというところの心配があります。

(保育支援課長)

保育支援課長の久留宮です。ご意見ありがとうございます。まずご指摘いただいた通り保育園は私達の1日の労働時間以上に開けておかなくてははいけません。かつ土曜日、また市内全域で日曜日も休日も行っているため、公立保育園でも特に早番遅番は、園によっては正規の職員の超過超勤で対応せざるを得ないという現状はあります。短い時間だけの職員確保も難しく、これは保育所等運営の構造的な問題なので、北村委員のご意見を伺いつつ、一緒に考えていけたらと思っております。もう一点、現状の運営主体の株式会社蓮華さんについては、今回、分園ではなく、別の事業所を運営するという整理をしています。今の華の子保育園さん自体でも定員数が同じで、現状と同じような体制、開所時間、人員の配置をして

います。このため、この小規模保育事業所については公募という形を取り、2事業所を選定させていただきました。知立市が求めている保育の質という面に関しては、面接審査員に学識経験者の岡崎大学の学長に入っていただいた中で、事業候補者に選定されたと承知しています。また、人員配置も含め、安定した運営実績もあり、今まで通りの形で問題なくやっていただけと考えております。今後、認可後の監査は必要ですので、見守っていきたいと思っております。嘱託医については、北村委員もおっしゃっていた通り、現状は小規模保育事業所については、歯科医は配置をしなくても検査を受け、健診を受けていただくということで了解をしています。認可保育所、認定こども園については、歯科医を置いていただくという形で整理をしていますが、小規模保育事業所については、歯科医についてはその健診の機会を設けていただくという形の運営を可能としているため、1名という形になります。また。調理員については、延べ人数ではなく、常時配置1人とするという形で現状運営されているので、休み対応についても措置はされるのかなと思っておりますが、確保ができているかということと9月に向けて募集をしているところであると思っておりますので、確認をしっかりとさせていただきたいと思っております。

(会長)

心配なところもありますが、しっかり監査をしていただいて、事故が起きないようにしていただきたいと思います。

他にご意見ございますでしょうか。それでは次の議題、資料4に移りたいと思います。説明をお願いします。

(保育支援課長補佐兼保育係長)

それで協議事項(3)保育提供体制の確保のための実施計画について説明いたします。

資料4-1をご覧ください。

まず、1の概要としましては、就学前教育・保育施設整備交付金や保育対策総合支援事業費補助金等の国からの財政支援を受けるために、国から「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受ける必要があります。当市においては、毎年この財政支援を受けており、今年度も引き続き財政支援を受ける予定ですが、令和8年度からはこの実施計画提出にあたり、計画内容について子ども・子育て会議の承認を得ることが必要となったため今回お諮りするものです。

次に2の実施計画の採択が必要な財政支援事業ということですが、保育対策総合支援事業費補助金として都市部における保育所等への賃借料支援事業を行います。これは賃貸物件において保育所等の運営を行う場合、賃借料の実勢価格と公定価格における賃借料加算の収入額が乖離している都市部の保育所等について、その乖離部分を補助し、安定的な運営に資するための財政支援事業となります。

続いて3の知立市の実施計画についてでございます。実施計画の数値等は第3期子ども・子育て支援事業計画の数値を基に記載しております。

資料４－２をご覧ください。こちらが実際の実施計画であり、保育需要と提供体制についての人数となります。例年４月１日現在においては申込者数が利用定員を上回っているため待機児童は発生しておりませんが、年度半ばになりますと０歳、１歳、２歳の待機児童が発生しております。次のページの下段、２、期間中における整備内容及び定員増減の予定でございますが、利用定員数については令和８年度中に２か所の小規模保育所が新規開設する予定のため、令和８年度中に増加となっております。

次に資料４－３保育需要と提供体制における課題ということですが、その他地域課題ということで例年こちらで採択をいただいております。次のページに移りまして、当市の課題ということですが、やはり年度途中に発生する０歳児から２歳児の待機児童を解消することが喫緊の課題であります。当該財政支援を行っている保育所は０歳児から２歳児のみを預かる施設であり、また病児保育も担っていただいている貴重な施設であるため、継続して安定的に運営してもらう必要があると考えております。

続いて資料に対する事前質問を１ついただいておりますので、回答をさせていただきます。

質問内容は、「保育需要と提供体制について過去のデータはどうなっているのか、今後の推測値の根拠は」ということですが、過去のデータは本日机上に資料を配布しておりますのでご確認ください。またデータの根拠ですが、これは第３期子ども・子育て支援事業計画に記載されている数値であり、国の定める推測値や算定方法によるものです。「知立市子ども・子育てに関するアンケート調査」の結果や利用実績などを踏まえて算出しております。

以上で説明を終わります。委員の皆様におかれましては、本実施計画についてご承認賜りますようお願い申し上げます。

（会長）

はい。実施計画について説明がありました。何か質問ありますでしょうか。

（北村委員）

統計のデータの式は、実は変数を変えればいくらでも調整できる式です。ですから、国が定める数値や算定方法なので大丈夫ということではなく、きちんと検討してもらいたいです。また猿渡学区で宅地化が進むということは人口が増える可能性があるということで、そこが加味されているのかなと思います。人口が増えることが加味されていないと、猿渡小学校の児童数が増えて、校舎を増やさなくてははいけません。当然周りにある保育園もですが、今いっばいでこれ以上増やせないということになってしまわないか心配しています。

（保育支援課長）

北村委員がおっしゃった通り、パティオ池鯉鮒付近では宅地化の予定があります。区画整理事業ですので、地権者の同意を得ながら事業を進めていく流れになっています。整理をさせていただきますと、まず計画上の数値については向こう５年間のものです。現在、市で把

握しているところとしては、この第3期計画において、2029年度（令和11年度）までの5年間で、宅地化に伴う劇的な人口増加は該当地区ではないという見込みをしており、第3期の子ども・子育て支援事業計画においては、その数値は見込んでおりません。ただし、長期的な視点で見たとき、これは保育園や認定こども園のみならず、先ほどご提案があった小学校の問題、また小学校の児童数が増えれば、児童クラブの問題というのもあります。市では、現在、保育園など限られた施設を増設するのではなく、既存の公共施設のあり方も含めて全庁横断的、長期的な視点で、検討をしています。 答えとしては、この2029年度までは人数について劇的な増加は見込んではいないものの、その先を踏まえた動きについて、対応を検討しているという状況です。

（北村委員）

保育園を新しく建てたり増改築したりするには、すごく時間がかかります。ですから、準備の段階から、かなりグランドデザインを作っておかないと難しいです。特に学校の増築には相当年数がかかります。

知立駅前開発の計画には保育園が入っていませんでした。子育て日本一と言いながらどうするのですかという話をしましたが、それ以上議論されませんでした。知立保育園と八橋保育園がハザードマップに引っかかっている状態で、早めに移転するなり数を増やすなり、やはり小規模ではなく正規の保育園でカバーできるように計画の中に入れてもらえると、安心できます。今後、保育士が足らなくなる可能性が多分にありますが、施設が分散すると、保育士の全体の人数が増えるため、なるべく集約化してほしいと思います。

（保育支援課長）

ありがとうございます。今年度から委員に就任された方もいらっしゃいますので、ご説明します。現在、公立の知立保育園と八橋保育園が浸水の想定区域に建っているということがあり、暴風警報発令時の通常の対応のみならず、川の水位にも注視して園運営を行っています。これについては、移転先の問題もあり、担当課の思いだけではなかなか進まず、様々な水面下での交渉は現状行っているというところですので、何らかの発表ができる時期にこういう形で考えてますということをご提案ができればいいのかなと思っております。一番の問題はその浸水想定区域内に公立の保育園が2園建っているということです。北村委員の話にもありましたが、保育園はすぐに建つものではないため、担当課としては必要性を訴えてまいります。

（会長）

ご意見やご質問はありますか。それではこの実施計画をご承認いただけたということにしたいと思います。ありがとうございます。これで終了となりますが、事務局から何かあればお願いします。

(こども家庭課長補佐兼こども育成係長)

長時間にわたりご協議いただきありがとうございました。事務局から今後のスケジュールについてご連絡をいたします。次回の会議は来年の2月頃を予定しております。また、近くなりましたら、事前に会議日時等をご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からの連絡は以上です。改めまして本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございました。

(柴田委員)

すいません、事務局に申し上げます。事前に送付していただいた資料と、今日いただいた資料の大部分が重複しています。ですから、基本的には資料は持参ということにさせていただいて、今日初めて読む資料だけを配布したほうが、事務局の負担も減るので、そういう運営を考えられたらいかがかなと思います。

(こども家庭課長補佐兼こども育成係長)

ありがとうございます、検討させていただきます。

本日はありがとうございました。お帰りの際は気をつけてお帰りください。